

暮らしのお知らせ

Information

素案の公表と意見の募集

各計画を閲覧できます

市では、次の各計画についての案をそれぞれ公表し、意見を募集します。

閲覧場所：各担当課、行政資料室
(市役所1階)、下総・大栄支所、

各公民館、市立図書館、保健福祉館、もりんぴあことうづ、三里塚コミュニティセンター、赤坂ふれあいセンター、市ホームページ
(<https://www.city.narita.jp>)

計画(素案)名と担当課	閲覧期間	提出・問い合わせ先
総合保健福祉計画 社会福祉課 (市役所議会棟1階)	1月15日(金)まで	〒286-8585 花崎町760 ☎20-1536 FAX24-2367 Eメールfukushi@city.narita.chiba.jp
障がい者福祉計画・障がい児福祉計画 障がい者福祉課 (市役所議会棟1階)		
介護保険事業計画 介護保険課 (市役所議会棟1階)		
スポーツ振興マスタープラン スポーツ振興課 (市役所4階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1584 FAX22-4494 Eメールshosport@city.narita.chiba.jp
農業集落排水事業経営戦略 農政課 (市役所4階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1542 FAX24-2185 Eメールnosei@city.narita.chiba.jp
市営住宅長寿命化計画 建築住宅課 (市役所5階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1564 FAX24-4354 Eメールkenchiku@city.narita.chiba.jp
生涯学習推進計画 生涯学習課 (市役所5階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1583 FAX24-4326 Eメールshogaku@city.narita.chiba.jp
学校施設長寿命化計画 学校施設課 (市役所5階)		〒286-8585 花崎町760 ☎20-1585 FAX24-4326 Eメールshisetsu@city.narita.chiba.jp
市立図書館サービス計画 市立図書館 (赤坂1-1-3)		〒286-0017 赤坂1-1-3 ☎27-2000 FAX27-4641 Eメールinfo@library.narita.chiba.jp

chiba.jp/shisei/page000100.html、市立図書館サービス計画は市立図書館ホームページ(<https://www.library.city.narita.jp/>)から閲覧できます。

意見の提出方法：1月15日(金)必着(までに、閲覧場所にある意見提出書に必要事項を書いて直接・郵送・FAX・Eメール・ウェブ電子申請サービスのいずれかで各提出先へ)

冬季の水道

保温材で凍結を防止

これからの季節は気温が下がるため、水道管が凍って水が出なくなったり、破損したりすることがあります。凍結を防ぐために、水道管を布・フェルトなどの保温材で保護してください。

凍結したときは直接熱湯を掛けないでタオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくり掛けてください。

破損した場合は、メーターボックス内のバルブを回して水を止め、指定給水装置工事業者に連絡して修繕(有料)を依頼してください。

漏水で料金が高額になる場合も

水道料金は、基本料金・従量料金・消費税相当額の合計となっています。基本料金は水道メーターの口径によって決まり、従量料金は使用量が増えるほど水量当たりの単価が高くなります。破損によ

る漏水で使用量が増大した場合でも、水道料金は使用者の負担となりますので注意してください。

水道料金の仕組みは「使用水量等のお知らせ」の裏面や、ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page222300.html>)を確認できます。

※くわしくは水道部(☎22・0269)へ。ニュータウン地区の水道の修繕は船橋水道事務所成田支所(☎27・2222)へ。

受水槽の非常用給水栓

災害時に有効活用

市営水道を使用している共同住宅などで受水槽を設置している場合、災害時に受水槽の水道水を利用するための非常用給水栓を設置できます。

設置には事前に申請が必要です。条件などは市ホームページ(https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0160_00007.html)で確認してください。

※くわしくは水道部工務課(☎22・0269)へ。

償却資産の申告

事業主の皆様へ

償却資産とは、事業に使用する構築物・機械・運搬具・器具・備品などです。

令和3年1月1日時点で市内に事業用の償却資産を所有する事業主は、資産の増減に関わらず2月1日(月)までに償却資産申告書を提出してください。e-ITAXエルトックス(<http://www.eltax.lta.go.jp>)を利用した電子申告もできます。

固定資産税などの軽減措置

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が前年と比べて一定以上減少した場合に、固定資産税などの軽減措置が受けられます。償却資産と併せて申告してください。

詳細は資産税課(☎20・1511)



市長日誌

11月16日(月)～30日(月)

16日	市町村長の災害対応力強化のための研修(Web会議)
18日	成田市表彰式
19日	日本行政書士会連合会関東地方協議会連絡会開会式 迎春対策会議
20日	成田空港対策協議会勉強会 成田市・国際医療福祉大学地域連携推進協議会 新型コロナウイルス感染症対策本部会議
25日	議会運営委員会 定例記者会見 ゼロカーボンシティ宣言記者発表
27日	12月定例市議会開会(～12月16日) 総務常任委員会



祝辞を述べる(18日)

4)または市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/ku-rashi/index0125.html>)を確認してください。

※くわしくは同課へ。

国の教育ローン

在学中の利子を半額補給

市では、国の教育ローンの融資を受けて、高校・大学などに入学する人や在学している人、その親族に、在学期間中の利子の半額を補給します。交付決定される前の利子は対象外です。

対象は金融機関から国の教育ローンの融資を受け、次の2つの条件を満たす人

- 市に1年以上住民記録がある
- 市税を完納している

利子補給期間は交付決定された月

からの在学期間(最長7年間。留年した年数は除く)

申請に必要な物は返済予定表、住民票(世帯全員の続柄が記載された物)、令和元年度分の市税納税証明書、印鑑、入学または在学を証明できる物

※くわしくは教育総務課(☎20・1580)へ。

学校監査

令和2年度の結果を公表

令和2年度に実施した定期監査(学校監査)の結果を地方自治法第199条第9項に基づきお知らせします。

成田市監査委員 佐々木 宏之
同 岩下 豊久
同 油田 清

期日 10月2日・6日・7日

対象は豊住小学校、向台小学校、加良部小学校、橋賀台小学校、新山小学校、中台小学校、中台中学校、吾妻中学校

方法 令和2年度(8月末現在)の財務に関する事務事業の執行と施設などの管理状況について諸帳簿類を調査し、関係職員から説明を受け監査を実施した

結果

○予算の執行
「所管する事務事業はその目的に沿って執行されており適正なもの」と認められた。なお、予算執行に当たっては、教育効果や年間行事などの状況を的確に判断し、時機を失することなく、また、目的に沿って執行されるよう引き続き留意されたい」

○施設などの管理

「校長室、職員室における現金などの管理状況について、金庫の施設・鍵の管理は適正に行われていた。理科準備室の薬品保管庫についても、施設・鍵の管理はおおむね適正に行われていた。図書室の管理運営については、各校に配置された学校図書館司書同士の情報交換も行いながら、児童生徒の読書意欲を高める工夫がなされていることが確認できた。また、施設管理全般については、定期的な

安全点検を通じた修繕箇所の把握と速やかな対応がとられ、おおむね適切に管理されていると認められた」

※くわしくは監査委員事務局(☎20・1572)へ。

農業用施設

危険な場所に注意

農業用施設の水路などには危険な場所があります。休日や冬休み期間は、子どもの外出機会が増え、水難事故が発生する可能性が高くなります。水路や水門、機場などの近くでは子どもを遊ばせないでください。

※くわしくは農政課(☎20・1542)へ。

今月の納期限

1月4日(月)

- ①固定資産税(第3期)
- ②国民健康保険税(第6期)
- ③後期高齢者医療保険料(第6期)
- ④介護保険料(第6期)

※くわしくは①②納税課(☎20-1519)、③保険年金課(☎20-1547)、④介護保険課(☎20-1545)へ。

パスポートの申請・交付

市役所で手続きができます

市では、パスポートの申請・交付窓口を開設しています。申請できるのは、日本国籍を持ち市に住民記録がある人、または県外に住民記録があり、学生や単身赴任などで継続的に市内に住んでいる人などです。

取り扱い業務

- 新規・切り替え申請と交付
- 記載事項変更申請と交付

本人確認書類(1~2点)

A 1点でよいもの	運転免許証、マイナンバーカード、住民基本台帳カード(顔写真付き)など
B 2点必要なもの (Aの書類を持っていない場合、①2点または①+②)	①保険証、年金証書・手帳、介護保険被保険者証など ②学生証(顔写真付き)、公的機関が発行した資格証明書(顔写真付き)、身体障害者手帳など

- 査証(ビザ)欄の増補申請と交付
- 紛失・盗難・焼失の届け出
- 受付日時(祝日・年末年始を除く)
- 申請：月々金曜日 午前9時～午後4時30分
- 交付：月々金曜日・日曜日 午前9時～午後4時30分
- 交付日：申請日から9日以降(土・日曜日、祝日、振替休日、年末年始を除く)

手数料(申請内容による)

必要書類(初めて申請する場合)

- 一般旅券発給申請書：申請書は市民課(市役所1階)、下総・大栄支所、市民課赤坂分室で配布しています
- 戸籍謄・抄本(一通)：申請日前6カ月以内に発行された物
- 写真(1枚)：サイズは縦45×横35ミリメートル(カラー・白黒どちらでも可)。無帽で正面を向き、背景のない6カ月以内に撮影した物

本人確認書類(上表の通り)

県外に住民記録があり、市内に居住している人は住民票(申請日前6カ月以内に発行された物)と市内に居住していることを証明する書類が必要です。
なお、切り替え申請や記載事項変更申請については、必要書類が

異なりますので市民課(☎20・1525)へ問い合わせてください。
※くわしくは同課へ。

冬季の省エネルギー対策

できることから

取り組みを

市では、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、持続可能で地球環境にやさしいまちづくりに取り組んでいます。
普段の生活の中でできる省エネルギーの取り組みにご協力をお願いします。

室温は20℃を目安に

冬はエネルギーの消費量が増大します。普段以上に省エネを心掛けましょう。
○室温は20℃を目安に、体調を考慮しながら温度設定する

- 電気製品は電源を入れたままにせず、長時間使わないときはプラグを抜く
- 冷蔵庫は整理整頓して効率的に利用する
- エアコンのフィルターは小まめに掃除する
- 料理の下ごしらえに電子レンジを活用する

省エネを心掛けて

地球温暖化防止月間

- 照明はLEDの物を選ぶ
- シャワーヘッドを節水型にする
- ※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。



毎年12月は地球温暖化防止月間です。国では、日本が世界に誇る省エネルギー・低炭素型の製品やサービスなどを積極的に選び、温暖化に対する賢い選択を促す「COOL CHOICE」を推進しています。市民・事業者・行政が一体となって地球温暖化防止に向けてさまざまな取り組みを行い、COOL CHOICEを実践していきましょう。
※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

災害時の情報収集はこちら

- 防災行政無線テレホンサービス(☎0120-38-3898)
- 市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/anshin/index0329.html>)
- 防災情報ツイッター(https://twitter.com/bousai_narita)
- なりたメール配信サービス(事前登録が必要)
右の二次元バーコードを読み取るか、登録用アドレス(info-n@sg-m.jp)に空メールを送信して登録する
- ※くわしくは危機管理課(☎20-1523)へ。



なりたメール配信サービス